

産業創造資金（産業立地貸付）③^(工場等移転)

この資金の特徴

- 工場や物流施設などを工場適地に移転する場合にご利用いただける資金です。
- 太陽光パネルや風力発電施設を建物と一体的に整備する場合にもご利用いただけます。
- 融資期間は最長で12年間と長期の安定した資金調達が可能です。

次のような方におススメです

- 宅地化が進んだ地域に立地している工場等を工場適地に移転したい。
- 公共事業の施行により工場等を移転しなければならない。

融資条件

		設備資金	
		信用保証付き	信用保証なし
限度額		2億円	
利率	5年超12年以内	年1.8%以内	年1.9%以内
	3年超 5年以内	年1.7%以内	年1.8%以内
	1年超 3年以内	年1.6%以内	年1.7%以内
		令和6年10月1日現在の利率です。(固定金利)	
期間・償還方法		1年超12年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	
担保		取扱金融機関(及び信用保証協会)との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	
信用保証		取扱金融機関との協議により定める (保証料年0.45%~1.59%以内) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる	

資金用途

設備資金のみ

土地、建物、建物附属設備(電気設備、給排水設備、その他建物に附属する設備)、構築物、当該資金対象の建物と一体的に整備する創エネ・省エネ・蓄エネ設備(製造又は加工修理工程を形成する設備は除く。)の取得に必要な資金

裏面の融資対象者1の②で移転先が借地・借家の場合、入居の際に必要となる保証金及び内装工事費の支払いに充てる資金

ただし、次の資金用途は融資対象になりません。

- ✗ 設置済み(土地取得済み等)又は支払済みの設備のための資金
- ✗ 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- ✗ 申込者以外が使用する設備のための資金
- ✗ 生産設備取得のための資金
- ✗ 住宅、株式、乗用車の取得資金

等

融資については取扱金融機関及び
信用保証協会の審査により決定さ
れますので、申込要件を満たしても
ご希望に添えない場合があります。

融資対象者

産業創造資金(産業立地貸付:工場等移転)は、次の1~5の全てに該当する方(個人、会社、NPO法人等)を対象としています。

1 次の区分のいずれかに該当する。

区分	融資対象者の条件
①住工混在地域からの全面移転	ア~ウのいずれかの地域へ工場又は物流施設を全面移転する中小企業者。 ア 都市計画法に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域 イ 地方公共団体又は都市再生機構が造成した工業団地 ウ 農村地域工業等導入促進法に基づき実施計画を定められた地区
②公共事業の施行に伴う移転・改築	土地収用法、都市再開発法若しくは土地区画整理法に規定する事業等の施行に伴い、事業所を移転・改築する者。

2 信用保証対象業種^(*)を営んでいる。

* 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等(開発許可・農地転用を含む。)を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書 (県所定様式1-3)	・県HP(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/07j-forms.html)からダウンロード
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
係る 本 資 金 の 必 要 書 類 利 用 に 【共通】	・登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し(会社設立からの経緯が全て分かるもの) ・資金使途が土地の取得のみの場合は、購入する土地の登記事項証明書の写し及び工場建設計画書(様式は任意)
	・住工混在地域から工場適地への移転を証明できる書類
	・補償契約書の写し
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等
	・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』等に係るご説明」

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

埼玉県産業労働部金融課

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電話: 048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階



詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。
埼玉県制度融資で検索
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>